

蒲郡市移住定住促進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

蒲郡市移住定住促進事業委託業務

2 本業務の目的

本市の人口は、1985年の約8万6千人をピークに、その後穏やかに減少を続け、2020年には8万人を切り、特に近年は、出生数の減少及び死亡数の増加による自然減が拡大傾向にあり、令和5年度中の社会増減においては社会増となったが、全体の人口は減少しており、重要な課題となっている。

こうした状況の中、第五次蒲郡市総合計画における令和12年の目標人口77,000人達成を目指し、都市部の若年層や子育て世代を呼び込み、移住・定住人口の増加を目的とした事業展開を図るものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 中間支援組織等（※）による体制整備に係る調査業務

移住定住促進の支援体制強化に向けて、中間支援組織等の有用性について調査・分析するとともに、本市における移住希望者及び新規移住者への継続的な支援体制を確立に向けて、既存組織の活用や新規組織の立ち上げ等、本市に適した形式を検討し、レポートに整理すること。なお、市が中間支援組織等に求める機能や要件については下記のとおりである。

※ここで掲げる中間支援組織等とは、市と連携して移住定住促進に取り組むとともに、行政と地域・移住者の間に立ち、双方を支援する役割をもつものをいう。

ア 想定している中間支援組織等の機能

- (ア) 移住定住相談窓口の事業者・個人との連携
- (イ) 先輩移住者との連携
- (ウ) 新規移住者及び移住希望者に対する必要な支援
- (エ) 先輩移住者と新規移住者または移住希望者との交流機会の創出
- (オ) 移住定住促進事業の協力者または協力事業者の拡大
- (カ) 新規移住者・新規定住者の獲得に向けた事業の実施
- (キ) 移住希望者向けお試し住宅の管理・運営等

イ 運営にかかる環境・体制として求める要件

- (ア) 公共交通機関及び自動車でアクセス可能な立地であること
- (イ) 原則平日及び休日に対応可能な体制であること
- (ウ) 事前予約不要でも相談対応が可能であること
- (エ) 現地案内に対応できること
- (オ) 本事業に係るイベント等の企画・運営ができること

(2) 地域交流プログラムの開発・プロモーション・実施・効果検証

新たな移住希望者の獲得や移住者の定住化を目的に、地域の受入体制を整備し、人を呼び込むコンテンツとして、移住希望者及び新規移住者を対象に実施すること。

ア 地域交流プログラムの開発

地域を知り、交流・体験する場として、先輩移住者をはじめとした地域の人との交流機会創出を目的とした体験プログラムを開発すること。内容は、移住者が提供しているサービス等を活かしたものや、本市の特性や地域実情を考慮したものとして、本市の暮らしの魅力が伝わる内容とすること。なお、開発にあたっては、事業者や団体、市民等からヒアリングをするなどして参画させること。

イ 地域交流プログラムのプロモーション

地域交流プログラムの参加者募集を目的として、下記の移住フェアへの出展や移住相談会を実施すること。その他、市移住相談窓口への相談件数増加、市移住定住公式 SNS へのフォロワー数増加などに効果的なプロモーションを行うこと。

- (ア) イベント出展に係る出展料、備品等の往復配送料、謝礼などその他必要経費は委託料から支払うこと。
- (イ) 相談対応は原則市職員から2名派遣し行うものとする。
- (ウ) ブース装飾物品として、テーブルクロス・椅子カバー・法被・PRポスター・パンフレット各種は市が用意する。その他物品については、市と協議のうえで手配するものとする。
- (エ) 出展予定の移住フェア

a おいでや！いなか暮らしフェア2025

主 催：大阪ふるさと暮らし情報センター

開 催 日：令和7年7月19日（土）

午前10時30分から午後4時30分まで

開催場所：OMMビル2階A・B・Cホール

（大阪府大阪市中心区大手前1－7－31）

出展料金：121,000円（税込）

b ふるさと回帰フェア2025

主 催：ふるさと回帰支援センター

開 催 日：令和7年9月20日（土）及び21日（日）

開催場所：東京国際フォーラムホールE
（東京都千代田区丸の内3丁目5-1）

出展料金：（2日出展）242,000円（税込）

(オ) 移住相談会の実施

ふるさと回帰支援センターの愛知県ブースを活用した「出張相談会」を下記のとおり開催すること。

開催時期：令和7年8月から令和8年1月までの間

回 数：期間内に3回以上開催すること

開催形式：原則オンライン

費 用：ブース利用においては無料。

利用条件：開催希望日の1か月前までに申請が必要。

火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時。

事前予約制で1組につき1時間程度。

チラシ作成及びSNS投稿等で事前PRを実施すること。

(カ) その他プロモーション

地域交流プログラムの告知に必要と思われるチラシ作成・市移住定住公式SNSへの投稿・広告配信等、市へ相談の上、本市への移住定住促進に効果的なプロモーションを行うこと。

ウ 地域交流プログラムの実施

(2)アにて考案したプログラムのうち3案以上を実施するものとし、実施にかかる企画・運営を行うこと。

(ア) 受入先の調整や行程の手配は原則受託者が行うこと。

(イ) 実施規模：1組程度から小規模（15名程度）とし、プログラム構成に応じて適当な規模で行うものとする。

(ウ) 回 数：1案につき1回とし、3案以上実施すること。

(エ) 参加費：プログラム参加にかかる費用は参加者から徴収すること。

エ 効果検証

講師等の協力者や参加者等にアンケートやヒアリングを実施し、効果検証を行うこと。本事業終了後においても、自走での実施可能なシステム構築をするために必要な助言・支援を行うこと。

5 業務スケジュール

あらかじめ市と調整したスケジュールにより、適切に事業を管理・進捗すること。外部との調整等によりやむを得ず実施時期に変更が生じる場合は、事前に市の了承を得たうえで、委託期間内において可能とする。

業務内容	実施期限（予定）
中間支援組織等による体制整備に係る調査レポート提出	9月30日（火）
移住相談会の実施（全3回以上）	1月31日（土）
地域交流プログラムの実施（全3回以上）	2月28日（土）
成果物提出	3月31日（火）

6 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

- (1) 業務実施報告書
印刷物（製本2部）、電子データ（一式）
- (2) 本業務において作成した制作物一式
- (3) その他関連、参考となる資料

7 その他

- (1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当部署と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本委託業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、提案書内に、特記事項として記載し提案する。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- (6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。
- (7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- (8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外

の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。